

石川県公報

平成 26 年 5 月 30 日 (金曜日)

号 外

(第 53 号)

目 次

教育委員会	公安委員会
○平成27年度石川県公立高等学校、石川県立特別支援学校及び石川県立中学校における入学者選抜方針 1	○石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 4

教 育 委 員 会

平成27年度石川県公立高等学校、石川県立特別支援学校及び石川県立中学校における入学者選抜方針
 平成27年度石川県公立高等学校、石川県立特別支援学校及び石川県立中学校の入学者の選抜方針を、次のとおり定める。

平成26年 5 月 30 日

石 川 県 教 育 委 員 会

I 平成27年度石川県公立高等学校入学者選抜方針

平成27年度石川県公立高等学校第1学年入学者の選抜は、学校がそれぞれの学科やコースの特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して合格者を決定するものとし、次のとおり方針を定める。

1 出願資格

次の(1)、(2)、(3)のいずれかを満たし、かつ、(4)、(5)、(6)のいずれかに該当する者とする。

ただし、七尾東雲高等学校演劇科にあっては、次の(1)、(2)、(3)のいずれかを満たす者とする。

出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は出願できない。

- (1) 平成27年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者
- (4) 全日制課程に出願する場合は、志願者及び保護者が県内に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者
- (5) 定時制課程に出願する場合は、志願者が県内に居住又は勤務している者（入学までに県内に居住又は勤務する者を含む。）
- (6) 通信制課程に出願する場合は、志願者が県内に居住する者（入学までに県内に居住する者を含む。）

2 日程

(1) 全日制課程の一般入学

- 出 願 期 間 平成27年 2 月 19 日 (木) ～24 日 (火)
- 志願変更期間 平成27年 2 月 27 日 (金) ～3 月 3 日 (火)
- 特例出願期間 平成27年 2 月 27 日 (金) ～3 月 3 日 (火)
- 学 力 検 査 等 平成27年 3 月 10 日 (火) 及び11 日 (水)
- 合 格 者 発 表 平成27年 3 月 18 日 (水) 正午

(2) 定時制課程の一般入学

- 出 願 期 間 平成27年 3 月 5 日 (木) ～23 日 (月)
- 学 力 検 査 等 平成27年 3 月 25 日 (水)
- 合 格 者 発 表 平成27年 3 月 27 日 (金) 正午

(3) 全日制課程及び定時制課程の推薦入学

- 出願期間 平成27年2月5日(木)～9日(月)
- 面接等 平成27年2月13日(金)
- 選考結果通知 平成27年2月18日(水)
- 合格者発表 全日制課程 平成27年3月18日(水)正午
定時制課程 平成27年3月27日(金)正午

(4) 連携型中高一貫教育校の連携型入学

- 出願期間 平成27年2月5日(木)～9日(月)
- 面接 平成27年2月13日(金)
- 選考結果通知 平成27年2月18日(水)
- 合格者発表 平成27年3月18日(水)正午

(5) 通信制課程の入学

- 出願期間 平成27年3月12日(木)～4月2日(木)
- 面接・作文 平成27年4月5日(日)
- 選抜結果通知 平成27年4月8日(水)

3 一般入学

(1) 全日制課程については、次のとおりとする。

ア 入学志願者は、一人1校1学科(コース)に限り出願できるものとする。

ただし、次のとおり同一校における第2志望又は併願を認める。

(ア) 普通科、職業に関する学科、スポーツ健康科学科、地域創造科、演劇科及び総合学科の各学科間で、第2志望を認める。

(イ) 普通科にコースを設置する学校(七尾高等学校を除く。)については、コースと普通科(コースを除く。)の間で、第2志望を認める。

七尾高等学校については、普通科文系フロンティアコースと普通科(コースを除く。)の間で、順位をつけない併願を認める。

(ウ) 普通科(コースを除く。)と理数科の間で、順位をつけない併願を認める。

イ 学力検査については、1日目に国語、理科及び外国語(英語)の3教科、2日目に社会及び数学の2教科を実施する。

ウ 面接及び適性検査については、2日目にいずれか一つ又は両方を実施することができるものとする。

エ 学力検査における傾斜配点は、学校・学科(コース)ごとに実施できるものとする。

ただし、比重を高くできる教科は2教科までとし、比重をかける配点は2倍を超えない範囲とする。

オ 出願調整のため、定められた志望変更期間内に限り志望変更を認めるものとする。

カ 県外からの保護者の転勤等により、やむを得ず定められた出願期間内に出席できなかった者のため、特例出願期間を設ける。

(2) 定時制課程については、次のとおりとする。

ア 入学志願者は、一人1校1学科に限り出願できるものとする。

ただし、同一校に設置する異なる部(夜間部、午前部、午後部)の間で、第2志望を認める。

イ 学力検査については、国語及び数学の2教科を実施する。また、面接及び作文については、いずれか一つ又は両方を実施することができるものとする。

ただし、20歳以上の者は、面接及び作文のみで受検することができるものとする。

(3) 一般入学で募集する人数は、募集定員から推薦入学の合格内定者数等を減じた数とする。

(4) 選抜資料は、中学校長から提出される調査書及び成績一覧表による内申並びに高等学校において実施する学力検査等の結果を資料とする。

(5) 入学者の選抜は、調査書及び成績一覧表による内申と学力検査の結果との相互関係等を十分考慮して審査する。

なお、面接等を実施する学校にあっては、その結果も十分参考にする。

(6) 合格者の発表は、各志願先高等学校で、受検番号の掲示をもって行う。

4 推薦入学

(1) 平成27年3月に石川県内の中学校卒業見込みの者を対象とする。

ただし、七尾東雲高等学校演劇科については、県外の中学校卒業見込み又は修了見込みの者も対象とすることができるものとする。

(2) 出願は、対象学科(コース)のうち一人1校1学科(コース)に限るものとし、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

(3) 全日制課程については、次のとおりとする。

ア 普通科(コースを除く。)の推薦入学

(ア) 募集人数は、募集定員の20%以内とする。

(イ) 志願できる者は、次のa及びbを満たし、中学校長の推薦を得た者とする。

a 推薦にふさわしい学力を有すること。

b 当該高等学校が定める推薦要件を満たすこと。

イ 普通科におけるコース、職業に関する学科、スポーツ健康科学科、地域創造科、演劇科及び総合学科の推薦入学

(ア) 募集人数は、募集定員の25%以内とする。

(イ) 志願できる者は、次のa～cを満たし、中学校長の推薦を得た者とする。

a 当該学科(コース)を志望する動機、理由が明確かつ適切であること。

b 当該学科(コース)に対する適性、興味及び関心を有すること。

c 調査書に優れた点や長所の記録を有すること又は当該高等学校が定める推薦要件を満たすこと。

(4) 定時制課程については、次のとおりとする。

ア 募集人数は、募集定員の25%以内とする。

イ 志願できる者は、次の(ア)～(ウ)を満たし、中学校長の推薦を得た者とする。

(ア) 当該学科を志望する動機、理由が明確かつ適切であること。

(イ) 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。

(ウ) 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。

(5) 推薦入学の志願者について、面接を実施する。

適性検査、作文及び小論文については、いずれか一つ又は複数を実施することができるものとする。

(6) 合格内定者の選考は、推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接、さらに適性検査等を実施する学校にあってはその結果を総合して行うものとする。

(7) 選考結果通知書は、当該中学校長あてに送付する。

(8) 推薦入学による合格者の発表は、一般入学の合格者とともに、各志願先高等学校で、受検番号の掲示をもって行う。

5 中高一貫教育校の入学

(1) 連携型入学については、次のとおりとする。

ア 平成27年3月に連携型中学校を卒業見込みの者のうち、当該高等学校を志願する者を対象とする。

イ 連携型中学校から当該高等学校を志願する者は、連携型入学に志願することを原則とする。

ウ 出願は、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

エ 連携型入学の志願者について、面接を実施する。

オ 合格内定者の選考は、当該高等学校が内容を指定するレポート、調査書、面接及び必要に応じて学校が提出を求める書類を総合して行うものとする。

カ 選考結果通知書は、当該中学校長あてに送付する。

キ 連携型入学による合格者の発表は、一般入学の合格者とともに、当該高等学校で、受検番号の掲示をもって行う。

(2) 併設型入学は、平成27年3月に当該併設型中学校卒業見込みの者を対象とし、入学者選抜は行わない。

6 通信制課程の入学

(1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書並びに高等学校において実施する面接及び作文の結果を資料として行う。

(2) 選抜結果通知書は、本人あてに送付する。

7 その他

(1) 平成27年度石川県公立高等学校入学者選抜の詳細については、平成27年度石川県公立高等学校入学者募集要項

で定める。

(2) 長期欠席生徒のうち、希望する者は、自己申告書を提出することができる。

II 平成27年度石川県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜方針

平成27年度石川県立特別支援学校幼稚部及び高等部第1学年入学者の選抜は、学校が幼児・生徒の障害の実態を把握し、能力、適性等を評価して合格者を決定するものとし、次のとおり方針を定める。

区分	学 部 名 等	選 抜 方 法	出 願 期 間	学力検査等	合格者発表
盲学校	高 等 部	学力検査、視力検査、 職業適性検査、面接	H27. 1. 13(火) ～ 1. 29(木)	H27. 2. 19(木)	H27. 3. 5 (木)
	専 攻 科	学力検査、視力検査、 職業適性検査、面接			
ろう学校	幼 稚 部	認知能力検査、聴力検査、 運動能力検査、面接		H27. 2. 20(金)	
	高 等 部	学力検査、面接			
上記以外の特別支援学校	専 攻 科	学力検査、作文、面接			
	高 等 部	学力検査、身体機能及び 運動能力検査、面接		H27. 2. 19(木)	

平成27年度石川県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の詳細については、平成27年度石川県立特別支援学校幼稚部、高等部入学者募集要項で定める。

III 平成27年度石川県立中学校入学者選抜方針

平成27年度石川県立金沢錦丘中学校第1学年入学者の選抜は、学校が併設型中高一貫教育を受けるにふさわしい児童の能力、適性等を評価して合格者を決定するものとし、次のとおり方針を定める。

- 1 出 願 期 間 平成27年1月13日(火)～16日(金)
- 2 総合適性検査、作文及び面接 平成27年1月25日(日)
- 3 選 抜 結 果 通 知 平成27年2月2日(月)
- 4 入学意思確認書の受付 平成27年2月3日(火)～5日(木)
- 5 欠 員 補 充 入学予定者に欠員が生じた場合は、平成27年3月5日(木)までに補充するものとする。
- 6 選 抜 方 法 小学校長から提出される調査書並びに中学校において実施する選抜のための総合適性検査、作文及び面接の結果を資料として、総合的に判定する。
- 7 そ の 他 平成27年度石川県立中学校入学者選抜の詳細については、平成27年度石川県立中学校入学者募集要項で定める。

公 安 委 員 会

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月三十日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第五号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則(昭和三十五年石川県公安委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。
第二十条中「施行規則第三十七条の二第二項」を「施行規則第三十七条の二の二第二項」に改める。

第二十九条第三項中「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二第三項」に改める。

第二十九条の二の次に次の一条を加える。

(医師の届出)

第二十九条の三 法第百一条の六第一項の規定による届出は、別記様式第十二の二の届出書を公安委員会に提出して行うものとする。

2 法第百一条の六第二項の規定による確認の求めは、別記様式第十二の三の確認要求書を公安委員会に提出して行うものとする。

3 前項の確認の求めに対する回答は、別記様式第十二の四の回答書を交付して行うものとする。

第三十条の二の次に次の二条を加える。

(臨時適性検査に係る取消し等)

第三十条の三 法第百四条の二の三第一項の規定による処分の解除は、別記様式第十四の二の二の運転免許の効力停止処分解除通知書を交付して行うものとする。

第三十条の四 法第百四条の二の三第二項の規定により弁明の機会を与えようとするときは、当該処分に係る者に対し、別記様式第十四の二の三の弁明通知書により通知するものとする。

別記様式第十二の次に次の三様式を加える。

別記様式第12の2 (第29条の3関係)

届 出 書

年 月 日

石川県公安委員会 殿

道路交通法第101条の6第1項の規定により届け出ます。

届出医師

住 所

医療機関名

氏 名

印

患 者	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)	
病 名			
症 状			
参 考 事 項			

別記様式第12の3 (第29条の3関係)

確 認 要 求 書

年 月 日

石川県公安委員会 殿

道路交通法第101条の6第2項の規定により確認を求めます。

要求医師

住 所

医療機関名

氏 名

㊞

患 者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			男 ・ 女
	生 年 月 日	年	月	日 生 (歳)

(回答書送付先)

医 療 機 関 名	
所 在 地	〒 -
電 話 番 号	

別記様式第12の4 (第29条の3関係)

回 答 書

年 月 日

殿

石川県公安委員会 ㊞

道路交通法第101条の6第2項に基づき、下記のとおり回答します。

記

患 者	住 所			
	氏 名		性 別	男 ・ 女
	生 年 月 日	年	月	日 生 (歳)
運転免許の有無		対象者は、年 月 日現在、運転免許を <input type="checkbox"/> 受けた者である。 <input type="checkbox"/> 受けた者ではない。 ただし、仮運転免許証を受けた者であるかは、不明である。		

(備考)

この回答書の内容を他人に漏らした場合は、刑法(明治40年法律第45号)第134条第1項の規定により処罰されることがあります。

別記様式第十四の11の次に次の11様式を加える。

別記様式第14の2の2 (第30条の3関係)

運転免許の効力停止処分解除通知書

道路交通法第104条の2の3第1項の規定により、下記のとおりあなたの運転免許の効力停止処分を、
 年 月 日付で解除したので通知します。

年 月 日
 石川県公安委員会 印

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 交付 公安委員会交付
免許の種類	
理 由	道路交通法第103条第1項第 号 に該当しないことが明らかになったため

別記様式第14の2の3 (第30条の4関係)

(表)

弁 明 通 知 書

殿

年 月 日
 石川県公安委員会 印

あなたに対する道路交通法第104条の2の3第1項の規定による運転免許の効力停止処分について、同条第2項の規定により、処分を受けた日から起算して5日以内に、下記の場所で弁明することができます。
 なお、弁明は、代理人をもつて行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。

弁明することができる場所	
--------------	--

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明は、口頭により行うものとします。
- 2 あなたは、あなたに代わり代理人を出頭させることができます。代理人を出頭させるときは、指定された日までに、代理人の氏名、住所、代理人との関係及び弁明の機会の付与に関する一切の行為を委任する旨を記載した書面を提出してください。
- 3 あなたは、補佐人を出頭させることができます。補佐人を出頭させるときは、指定した日までに、補佐人の氏名、住所、補佐人との関係及び補佐する事項を記載した書面を提出し、主宰者の許可を得てください。
- 4 弁明は、指定された日までに行ってください。ただし、特にやむを得ない事情があれば弁明の日時を変更することができますので、石川県警察本部交通部運転免許課に申し出てください。
- 5 あなた又はあなたの代理人が、正当な理由がなく指定された日までに弁明をしなかった場合は、弁明の機会を放棄したものとみなします。

密 印

